



3月20日(金)・28日(土)・ 29日(日)、4月4日(土) 市役所窓口の一部を開庁します

●●● 開庁時間：午前8時30分～正午、午後1時～5時15分 ●●●

業務は全て市民課窓口で行います。届出や申請の内容によっては、添付書類が必要なもの、システム上対応できないもの、他の市区町村や関係機関等に問合せが必要な場合は、当日に手続きが終了しないことや取り扱えないことがあります。ご不明な点は、事前に各担当課までお問い合わせください。

市民課市民担当 (内線) 117

受付業務	特記事項	問合せ
<ul style="list-style-type: none"> ○転入・転出・転居等の各種異動届出 ○住民票に関する証明書の交付申請 ○印鑑登録、印鑑登録証明書の交付申請 ○戸籍に関する証明書の交付申請 ○パスポートの受取り ○マイナンバーカードの受取り（午後4時まで、事前予約制） 	<p>特例転入（マイナンバーカード等を所有し、転出手続き時に転出証明書の交付を受けていないかたの転入）の届出、パスポート・広域交付住民票の申請はできません。マイナンバーカードの受取りは午後4時までです。なお、事前に電話予約が必要です。交付通知書をお手元にご用意の上、お電話ください。</p>	<p>市民課 ☎765-1713</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○転入・転出に伴う国保取得・喪失の手続き ○転居に伴う保険証等の差替え ○出産育児一時金の申請 ○葬祭費の申請 ○世帯主変更等の住民票の異動に伴う保険証の差替え 	<p>他の市区町村及び関係機関等へ確認が必要なものについては、取扱いできない場合があります。</p>	<p>国保年金課 ☎765-1717</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○転入・転出・転居に伴う後期高齢者医療に係る申請 	<p>後期高齢者医療被保険者証等の交付はできません。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金被保険者の住所等変更の届出 	<p>—</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○転入・転出・転居に伴う申請及び届出（児童手当、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当） ○妊娠の届出、母子健康手帳の交付申請 ○転入に伴う妊婦健診助成券・定期予防接種予診票の差替え 	<p>—</p>	<p>子ども支援課 ☎765-1706</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○転入・転居に伴う転入学通知書の交付申請 	<p>—</p>	<p>学校教育課 ☎765-1728</p>

所得税、市・県民税の 申告はお早めに

所得税の申告・還付申告

春日部税務署 ☎733-2111
(〒344-8686、春日部市大沼2-12-1)

市・県民税の申告

税務課市民税担当 ☎768-3111 (内線) 127

申告期限 3月16日(月)

所得税と市・県民税の申告が始まっています。期限(3月16日(月))が近づくと混雑しますので、早めに済ませましょう。申告関係書類は、市税務課、駅西口連絡所、平野連絡所で入手できます。

市・県民税の申告

令和2年1月1日現在蓮田市に住民登録のあるかたを対象に、右表のとおり申告を受け付けます(申告書は、郵送でも提出できます)。市・県民税の申告が必要かどうかは、広報はすだ1月号10ページのフローチャートを参考にしてください。なお、申告期間中は、市税務課の窓口では申告の受付ができませんのでご注意ください。

所得税・復興特別所得税の申告

事業収入や不動産収入のあるかた、不動産を売ったかたなどで、令和元年(平成31年)の所得金額の合計が基礎控除などの所得控除を超える場合、住宅借入金等特別控除を受ける場合、源泉徴収された所得税・復興特別所得税の還付を受ける場合などは確定申告が必要です。申告の受付は、春日部税務署で土・日曜日を除いて行います(2月24日(月)と3月1日(日)は受け付けていません)。郵送や税務署の時間外収受箱への投函は、土・日曜日でもできます。申告期間中、税務署の駐車場はたいへん混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

市・県民税申告会場 (2月17日(月)以降分)
受付時間：午前9時～11時、午後1時～4時

場所	日程	対象地区	税理士
303会議室	2月17日(月)	西城、城、南新宿	○
	2月18日(火)	緑町、藤ノ木	○
	2月19日(水)	椿山1・2丁目	○
	2月20日(木)	椿山3・4丁目	○
	2月21日(金) 午前のみ	江ヶ崎	—
	2月25日(火)	大字馬込、馬込2～6丁目	—
	2月26日(水)	大字蓮田、蓮田3～5丁目	—
	2月27日(木)	綾瀬、山ノ内、西新宿	—
	2月28日(金) 午前のみ	関山	—
	中央公民館	3月2日(月)	上、見沼町、本町
3月3日(火)		東1丁目、東3～5丁目	—
3月4日(水)		東2・6丁目、末広	—
3月5日(木)		蓮田1・2丁目、馬込1丁目	—
3月6日(金) 午前のみ		御前橋	—
コミュニティセンター	3月9日(月)	関戸3000番地まで	—
	3月10日(火)	関戸3001番地以降	—
	3月11日(水)	根金、貝塚	—
	3月12日(木)	高虫、上平野	—
	3月13日(金) 午前のみ	駒崎、井沼	—
	3月16日(月) 午前10時～正午	駒崎、井沼	—

※上記に記載のない地区のかたや、指定日に都合がつかない場合は、期間中で都合のよい日にお越しください。※税理士に相談したい場合は、対象地区にかかわらず〇がついている日にお越しください。相談は所得税についてのみで、贈与税等の他の相談は行っていません。

市・県民税の申告に必要なもの

市・県民税申告書、添付書類台紙	申告が必要なかたで届いていない場合は、市税務課または市・県民税申告会場(上記日程のみ)へお越しください。
申告者の個人番号確認書類	個人番号カード(裏面)・通知カード・個人番号記載の住民票のいずれかの原本または写し
申告者の本人確認書類	個人番号カード(表面)・運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・障害者手帳・在留カード等のいずれかの原本または写し
配偶者、扶養親族の個人番号等が確認できるもの	控除対象者または同一生計配偶者の個人番号・生年月日・住所が確認できるもの(写しの提出は不要)
令和元年(平成31年)中の所得の分かるもの	源泉徴収票、支払調書、事業所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書など ※源泉徴収票を受け取っていない場合や紛失の場合は、勤務先で交付等の手続きをしてください。
控除を受けるもの	生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料の領収書・証明書、学生証、障害者手帳、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
印鑑	
税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがき(届いているかたのみ)	

医療費控除(医療費控除の特例)を適用されるかたへ

医療費控除(医療費控除の特例)を適用されるかたは、①、②のいずれかの書類の提出が必要です。なお、詳細は、市ホームページをご覧ください。

- ①医療費控除の明細書、保険組合が発行した医療費通知
- ②セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組みを明らかにする書類(健康診断・検診等の結果通知、予防接種の領収書等)

インターネットで便利に申告

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)
e-Tax (<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901